

条 例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第六号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

別表第二十項第二号事務の欄中「第五十四条の二第四項及び第五項」を「第五十条の二第五項及び第六項」に改める。

別表第三十七項第二号事務の欄中「第二十条の二第十三項」を「第二十条の二第十四項」に、「第十六項並びに第三十八条の四第二十二項」を「第十七項並びに第三十八条の四第二十四項」に改める。

別表第四十五項第一号事務の欄中「第三十五条第三項ただし書」を「第三十五条第四項ただし書」に改める。

別表第八十五項中第四号を削り、第五号を第四号とする。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第二十項第二号事務の欄及び同表第三十七項第二号事務の欄の改正規定
公布の日

二 別表第四十五項第一号事務の欄の改正規定 令和三年八月一日